

令和7年度

米沢市商工業振興資金緊急特例利子補給補助金

市では、商工事業者の経営安定を図るため、株式会社キムラの事業停止の影響により経営に支障をきたしている事業者の皆様が、下記資金を活用し運転資金を借り入れた場合、最大約3年分の利子を補助します。

【対象者】

- ・市内に事業所を有している小規模事業者及び中小企業者
- ・申請時点で事業を1年以上継続していること
- ・固定資産税・法人市民税等、市税・都道府県民税の滞納がないこと
- ・R6.9月～R6.11月までの3か月間の売上総額のうち、株式会社キムラとの取引による売上額が5%以上占めること。

【対象となる貸付け】

- ・米沢市商工業振興資金（産業活性化資金（運転資金））を利用し、R7.2.3～R7.12.31までの間に行われた貸付け
- ※事前に米沢市商工業振興資金（産業活性化資金）の認定申請が必要です。

【補助内容】

- ・毎年1月1日～12月31日までの間に償還した対象資金に係る約定利息100パーセント相当額を、翌年3月にキャッシュバック方式で補助
- ※遅延利息を除く
- ・補助対象期間：償還開始日（元本の返済を据え置く場合は据置開始日）の翌月～令和9年12月まで（最大3年間）

【申請期間・申請方法】

- ・申請期間：R7.7.1（火）～R8.1.15（木）
- ・申請方法：申請書等必要書類を商工課商業振興担当まで提出

※申請書類について、現在調整中です。

正式な案内パンフレットが出来上がりましたら、各金融機関様に改めてお知らせいたします。

担当・問合せ:米沢市商工課 商業振興担当
TEL:0238-22-5111(内線4101)